秩父市告示第８７号

公　　告

下記森林について、森林経営管理法第４条第１項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第７条第１項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和６年５月１日

秩父市長　　北　堀　　篤

記

１　経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
R6 吉田久長-1	秩父市吉田久長 1487 外	下吉田 40 林班 107-2 小班外	山林 外	1.0186	2024.5.1～ 2034.3.31	
R6 吉田久長-2	秩父市吉田久長 1480 外	下吉田 40 林班 100 小班外	山林 外	2.4851	2024.5.1～ 2034.3.31	
R6 吉田久長-3	秩父市吉田久長 1478-1 外	下吉田 40 林班 101 小班外	畑	0.3657	2024.5.1～ 2034.3.31	
R6 吉田久長-4	秩父市吉田久長 1499 外	下吉田 40 林班 111 小班	山林	0.2386	2024.5.1～ 2034.3.31	
R6 吉田久長-5	秩父市吉田久長 1503-1 外	下吉田 40 林班 112 小班外	山林	0.9221	2024.5.1～ 2034.3.31	
R6 吉田久長-6	秩父市吉田久長 1503-2	下吉田 40 林班 111 小班	畑	0.1801	2024.5.1～ 2034.3.31	
R6 吉田久長-7	秩父市吉田久長 1504-1 外	下吉田 40 林班 90 小班外	山林	1.7567	2024.5.1～ 2034.3.31	
R6 吉田久長-8	秩父市吉田久長 1507 外	下吉田 38 林班 99 小班外	山林	0.4317	2024.5.1～ 2034.3.31	
R6 吉田久長-9	秩父市吉田久長 1509	下吉田 38 林班 100 小班	山林	0.0925	2024.5.1～ 2034.3.31	
R6 吉田久長-10	秩父市吉田久長 1510 外	下吉田 38 林班 95 小班外	山林	0.2564	2024.5.1～ 2034.3.31	
R6 吉田久長-11	秩父市吉田久長	下吉田林班 96-1 小班外	山林	0.8570	2024.5.1～ 2034.3.31	

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
R6 吉田久長-12	秩父市吉田久長 1512 外	下吉田 38 林班 91 小班外	山林	5.1256	2024.5.1～ 2034.3.31	
R6 吉田久長-13	秩父市吉田久長 1514 外	下吉田 38 林班 94 小班外	山林	0.2908	2024.5.1～ 2034.3.31	
R6 吉田久長-14	秩父市吉田久長 1524 外	下吉田 38 林班 70-1 小班外	山林	0.3823	2024.5.1～ 2034.3.31	
R6 吉田久長-15	秩父市吉田久長 1525	下吉田 38 林班 70-1 小班	山林	0.0555	2024.5.1～ 2034.3.31	
R6 吉田久長-16	秩父市吉田久長 1527 外	下吉田 38 林班 73 小班外	山林	0.5043	2024.5.1～ 2034.3.31	
R6 吉田久長-17	秩父市吉田久長 1529 外	下吉田 38 林班 65-1 小班外	山林	1.0469	2024.5.1～ 2034.3.31	
R6 吉田久長-18	秩父市吉田久長 1533	下吉田 38 林班 59-1 小班	山林	1.5044	2024.5.1～ 2034.3.31	
R6 吉田久長-19	秩父市吉田久長 1535-1 外	下吉田 38 林班 58 小班外	山林	0.3883	2024.5.1～ 2034.3.31	
R6 吉田久長-20	秩父市吉田久長 1536	下吉田 38 林班 56-1 小班	山林	0.9760	2024.5.1～ 2034.3.31	
R6 吉田久長-21	秩父市吉田久長 1537	下吉田 38 林班 53 小班	山林	0.3076	2024.5.1～ 2034.3.31	
R6 吉田久長-22	秩父市吉田久長 1538-2	下吉田 38 林班 50-1 小班	山林	1.4772	2024.5.1～ 2034.3.31	
R6 吉田久長-23-1 R6 吉田久長-23-2	秩父市吉田久長 1497 外	下吉田 40 林班 107-3 小班外	山林	0.9688	2024.5.1～ 2034.3.31	
R6 吉田久長-24-1 R6 吉田久長-24-2	秩父市吉田久長 1528	下吉田 38 林班 68 小班	山林	0.1322	2024.5.1～ 2034.3.31	
計				21.7644		

2　縦覧場所　　秩父市森づくり課、秩父市のホームページ

3　本公告により、秩父市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上